平成22年第1回基山町議会(定例会)会議録(第5日)																	
招集年月日	平成22年 3 月15日																
招集の場所	基山町議会議場																
開閉会日時	開会	平反	戈22年	三 3 月15日			9	時 30分		議	長	涩	5 井	: <u>j</u>	ŧ	明	
及び宣告	散会	平反	<b>戈22</b> 年	三3月15日			1 (	0時 22分		議	長	涩	1 井	: <u>j</u>	恵明		
応 ( 不応 )	議席 番号		氏	名			出席等 の 別 番号			Ð	ŧ	名			出席等 の 別		
招議員及び	1番	大 山		勝	券 代		出	9番		大 山		軍太			出		
出席並びに	2番	重		_	徳		出	10番	10番		石	信	男		出		
欠席議員	3番	後 藤		信	信八		出	11番		原		三 夫			出		
	4番	4番 鳥 館		勝	美		出	12番		平	平田		通男		出		
出席13名	5番	片山		_	儀		出	13番		池	田		実		出		
欠席0名	6番	品川		義	則		出	14番		酒井		恵明			出		
(欠員1名)	1名) 8番		林博		文	出											
会議録署	į 1	11番 原			,	三 夫			地	<u> </u>	平田通男						
職務のため議場に 出席した者の職氏名			(事務局長) 古 賀 敏 夫			:	(係 古	長) 賀 初 美			(	(書記) 毛 利 博			事 司		
地方自治法	町		長小森			純	_	健康	止課	長	岩	坂	D <sup>4</sup>	È	宜		
第121条に	教	育	長 松 隅			亞旗人		こども課長			長	内山			Į.	行	
より説明の	会 計	管 理	理者高木		英	文	農林環境			課長			<del>,</del>	茂樹			
ため出席	) 出席 総務			课 長 大 石			実まちづくり			推進誤	進課長 平 野					勉	
した者の	企画正	女策 説	課長		野	龍	雄	教育	教育学習課長		長	毛利		化	Ž	治	
職氏名	税務信	主民部	子課 長		永	靖	文										
議事		別紙のとおり															
会議に付し		別紙のとおり															
会議の経過 別紙のとおり																	

# 会議に付した事件

日程第1 総務常任委員長報告(付託議案第4、5、6、7、8、

16号議案)

日程第2 文教厚生常任委員長報告(付託議案第2、3、9、10、

11、12、14、15、16、17、18、19号議案)

日程第3 産業環境常任委員長報告(付託議案第13、16、20号議

案)

日程第4 基山小学校改築特別委員長報告(付託議案第16号議案)

日程第5 基山町まちづくり基本条例特別委員長の中間報告(付託

議案平成21年第42号)

### ~午前9時30分 開議~

議長(酒井恵明君)

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしま した。

去る11日から休会中の本会議を直ちに開議いたします。

日程第1~4 総務常任委員長報告~基山小学校改築特別委員長報告

議長(酒井恵明君)

日程第1.総務常任委員長報告、日程第2.文教厚生常任委員長報告、日程第3.産業環境常任委員長報告、日程第4.基山小学校改築特別委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務常任委員長の審査報告を求めます。原三夫総務常任委員長。(「議長、質問」と呼ぶ者あり)何かありますか。(「当初いただいた日程表には討論、採決が入ってますが、きょうは討論、採決はないんでしょうか。きょうの日程表に入ってないでしょ」と呼ぶ者あり)委員長報告、ここにですね。日程……(「だけどさ、すると言えばよかったのに」と呼ぶ者あり)(「いや、口頭で言うんですよ」と呼ぶ者あり)(「口頭でそりゃ……」と呼ぶ者あり)(「口頭でやる方もありますから」と呼ぶ者あり)口頭でそれぞれに申し上げます。それでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

原三夫総務常任委員長。

総務常任委員長(原 三夫君)(登壇)

それでは、総務常務委員会の審査報告を申し上げます。

第4号議案 基山町課設置条例の一部改正について

第5号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

第6号議案 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第7号議案 基山町職員の給与に関する条例の一部改正について

第8号議案 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について

第16号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算(第6号)中付託分

本委員会は、3月10日付付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決 定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。 なお、第4号議案、第8号議案、第16号議案に対する審査の経過は次のとおりでございます。

記

第4号議案 基山町課設置条例の一部改正について

総務課を分割し、財政課を設置する趣旨としては、高齢化の進行等に対応する中・長期財政計画に基づく施策や国庫補助等の動きを先読みする必要性が強くなっているためであるとの説明を受けました。

なお、職員定数については、課長はふえるが定数はふえないという説明を受けました。

第8号議案 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について

旅費日当の廃止についてただしたところ、職員以外にも議員、非常勤特別職、教育委員会委員、町長、教育長の日帰り出張についても日当の支給はしないことになるとの説明を受けた。

なお、宿泊を伴う出張についてただしたところ、基本的に全国大会等の出張は認めておらず、他団体と一緒の研修会や東京上京以外には宿泊を伴う出張はほとんどないとの説明を受けた。

第16号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算(第6号)中付託分

(歳入全般及び歳出1款、2款、7款、9款、13款、14款)

(歳 入)

13款 2 項 8 目 1 節

地域活性化・きめ細かな臨時交付金48,505千円についてただしたところ、国の第2次補正 予算の決定のおくれによる時間の制約があったため、実施予定の事業を前倒しして事業化し ており、3事業は年度内の実施はできるが、15事業は新年度に繰り越すとの説明を受けた。

(歳 出)

2款1項6目19節

地上デジタル放送受信対策補助金20,645千円の内容についてただしたところ、地元発注による共同受信施設工事に対する国庫補助であり、宮浦地区55軒15,540千円の事業費に対して10,360千円、丸林地区33軒15,428千円の事業費に対し10,285千円の補助となっている。別にNHKの補助もあるとの説明を受けました。

なお、地上放送のデジタル化は来年7月に迫っており、町民に対する啓蒙、周知を徹底す

るよう要望いたしたところであります。

議員各位におかれましては、十分な審査のもと、当委員会の報告どおり御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げまして、当委員会の報告を終わります。

議長(酒井恵明君)

次に、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。平田文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長(平田通男君)(登壇)

文教厚生常任委員会審査報告を申し上げます。

第2号議案 基山町ひまわり館設置条例の制定について

第3号議案 基山町放課後児童クラブ条例の制定について

第9号議案 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正について

第10号議案 基山町敬老祝金支給条例の一部改正について

第11号議案 基山町重度心身障害者福祉年金支給条例の一部改正について

第12号議案 基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正について

第14号議案 基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正について

第15号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正について

第16号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算(第6号)中付託分

(歳出3款、4款1項1目、2目、4目、10款)

第17号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

第18号議案 平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算(第3号)

第19号議案 平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

本委員会は、3月10日付付託されました上記の議案を審査の結果、第2号議案、第3号議 案、第9号議案、第11号議案、第12号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案、第17号 議案、第18号議案、第19号議案は原案を可決、第10号議案は原案を否決すべきものと決定し ましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第3号議案、第10号議案、第16号議案、第17号議案に対する審査の経過は次のとおりでございます。

記

第3号議案 基山町放課後児童クラブ条例の制定について

本条例は、基山町放課後児童クラブを分割すること及び対象学年を小学校1年生から小学

校4年生までに拡大することに伴い、児童クラブの適切な運営を行うために制定されたものである。

審査の結果、運営に当たって次の事項を指摘しました。

本条例第6条中、児童クラブには、主任指導員を置くとあるが、現在の臨時雇い賃金で はなく、主任指導員の職責に応じた待遇をすること。

本条例第8条の利用制限については、同条第1項第3号の身体虚弱で育成事業にたえない者は許可しないと明記してあるが、これは同項第4号で対応できると思われるので、削除の方向で検討すること。

本条例第9条には、利用負担金が明記してあるが、この利用負担金の徴収に当たっては、 臨時職員の指導員に徴収させるのではなく、基山町財務規則に沿った出納事務を行うこと。

第10号議案 基山町敬老祝金支給条例の一部改正について

敬老祝金支給条例の改正については、この制度そのものの存続が危惧される提案であり、 看過できない。よって、本委員会は全員一致で否決し、再考を促すものである。

第16号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算(第6号)

(歳 出)

10款 4 項 5 目13節

教育委員会主催事業委託料5,332千円の減額についてただしたところ、昨年の新型インフルエンザの流行のため中止をした減額であり、東国原英夫講演会の損害賠償金826,297円は 委託料から支出したとの説明を受けました。

本委員会として、平成22年度の会館主催事業については、指定管理者を含め十分協議をして実施するよう要望いたしました。

第17号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

(歳 出)

2款1項1目

療養給付費について、新型インフルエンザによる給付の伸びをただしたところ、当初は危機感があり、強毒性の場合を想定しシミュレーションをしていたが、罹患者数が思ったより少なく、ワクチンが10月から出回った影響もあって、伸びが少なかったとの回答を得ました。議員各位におかれましては、十分審議を賜り、本委員会の決定どおり賛同をいただきますようお願いいたしまして、文教厚生常任委員会からの報告を終わります。

次に、産業環境常任委員長の審査報告を求めます。大山産業環境常任委員長。

産業環境常任委員長(大山軍太君)(登壇)

産業環境常任委員会の審査報告を申し上げます。

第13号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

第16号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算(第6号)中付託分

(歳出2款1項7目、3款1項5目、4款、6款、8款、11款)

第20号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算(第5号)

本委員会は、3月10日付付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、第13号議案、第16号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第13号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正に関連して、家賃の滞納者に対する対応についてただしたところ、納期限までに納付されない場合は督促状を発行し、さらに3カ月以上滞納した場合には催告状の送付及び連帯保証人に対しても通知を行っているとの説明を受けた。

第16号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算(第6号)中付託分

(歳出2款1項7目、3款1項5目、4款、6款、8款、11款)

(歳 出)

2款1項7目19節

70歳以上交通災害共済負担金68千円の更正についてただしたところ、約760人の申し込みがあり、70歳以上の方については町が負担しているが、加入するという意思を確認するためにも本人または家族の方に役場まで申請手続に来ていただいているとの説明を受けた。委員会としては、できるだけ加入してもらうため、加入促進について検討されるよう要望いたしました。

8款2項2目13節

白坂久保田 2 号線測量設計業務委託料4,649千円の更正については、本委員会としては認めがたいので、再度町長に出席を求め説明を受けた。町長の説明は、白坂久保田 2 号線を三国丸林線に接続することにより、けやき台住民を中心に利便性は高まると考えられる。また、

白坂久保田 2 号線を三国丸林線に接続することは、けやき台団地開発のときから予定されていたとも聞いている。この事業は、まちづくり交付金事業で施工することを決定し、平成21年度当初予算に委託料を計上し、平成21年6月議会で町道の路線の認定も議決していただいた。事業の必要性は十分考えているが、当面事業の先送りをしたい。早期に事業を着手できるように今後とも努力したいとのことであった。本委員会は、事業の継続を強く要望した。

以上、当委員会で審査の結果について十分審議をしていただき、議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、産業環境常任委員会の審査報告を終わります。

## 議長(酒井恵明君)

次に、基山小学校改築特別委員長の審査報告を求めます。松石基山小学校改築特別委員長。 基山小学校改築特別委員長(松石信男君)(登壇)

ただいまから、基山小学校改築特別委員会審査報告を行います。

当委員会に付託されたのは、第16号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算中の歳出の 10款2項5目でございます。

本委員会は、3月10日付付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決 定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、第16号議案に対する審査の経過は次のとおりでございます。

記

基山小学校改築のほとんどの事業が終了したことから、基山小学校の現地調査を行い、植 栽、芝生、飼育小屋、屋外トイレを含めて全体的な完成を確認いたしました。

3 カ年にわたる基山小学校改築事業の終了により本委員会は解散をいたしますが、立派な 基山小学校において、基山町の未来を支える子供たちがすくすくと元気に成長することを温 かく見守っていきたいと思います。

以上、委員会の審査報告を終わります。

### 議長(酒井恵明君)

以上で各委員長の審査報告はすべて終了しました。

これより討論、採決を行います。

第2号議案 基山町ひまわり館設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する討論を 行います。

ないようですので、討論を終わります。

第2号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の 起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第2号議案は原案どおり可決いたしました。

第3号議案 基山町放課後児童クラブ条例の制定についての討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わります。

第3号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔 替成者起立〕

議長(酒井恵明君)

起立多数と認めます。よって、第3号議案は原案どおり可決しました。

第4号議案 基山町課設置条例の一部改正についての討論を行います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わります。

第4号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を 求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第4号議案は原案どおり可決いたしました。

第5号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についての討論を 行います。

ないようですので、討論を終わります。

第5号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を 求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第5号議案は原案どおり可決しました。

第6号議案 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての討論を行います。 ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わります。

第6号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を 求めます。

〔 替成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第6号議案は原案どおり可決いたしました。

第7号議案 基山町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わります。

第7号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を 求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第7号議案は原案どおり可決しました。

第8号議案 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正についての討論を行います。

ないようですので、討論を終わります。

第8号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を 求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第8号議案は原案どおり可決いたしました。

第9号議案 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わり、第9号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長 報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第9号議案は原案どおり可決いたしました。

第10号議案 基山町敬老祝金支給条例の一部改正についての討論を行います。片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

第10号議案の反対ということについて、論述をしたいと思います。

委員長報告で否決をされておりますので要らないという考え方もあるかと思いますが、2 つの目的でさせていただきたいと思います。

1つは、本会議における記録にしっかりとどめていただきたいということ。第2点は、委員長報告は非常に優しい報告だと私は思っております。調整をしたときに、もっと違う観点が必要じゃないかということで論述をさせていただきます。

提案理由に、高齢化の進展や平均寿命の伸びる中で、より優先度の高い高齢者施策や介護保険制度等施策の基盤となる事業の充実や継続を図るため、現金支給の敬老お祝い金の見直しを行うに伴い、基山町敬老祝金支給条例を改正する必要があると、こういうふうに出ております。この条例は、平成6年4月1日から、すなわち介護保険制度の前から施行された条例であります。しかも、これは13年に1度改正をしております。

ただ、敬老祝い金は第3款.民生費、第1項.社会福祉費、第2目.老人福祉費、第20節.

扶助費から区分されております。敬老金を見直すのは、一般財源をふやすために努力をされているということは理解できる、そのように解釈しているんですが、しかしながら財源をふやす方法は今も厳しいからということで、他の款項全般から見直すべきであると考えるわけですね。これは、本会議における議案審議のときに同僚議員からたくさんそういう意見が聞かれました。あえて、ここでもう一回言うわけです。そういうことは、一般財源を考えるときに予算体系全体から論議する問題であり、全般的な理論武装が必要であると思います。1つの款項内で考える事項ではない、そういう観点から、もっともっと理論武装しないと我々は町民の方に説明ができないと、このように理解するわけであります。

また、各論から申しても、平均寿命が伸びる中でと書いていながら現在男性の平均寿命は79.5歳、この前後ですね。祝い金の中に77歳に支給している、これは一貫性がない、提案理由にです。より優先度の高い高齢者施策や介護保険制度等施策の基盤となる事業の充実や継続を図るためと説明されておりますが、先ほど申し上げましたように、介護保険は平成12年から施行されております。このゴールドプランは、平成6年、7年から厚生省で起案された事項であります。そういうことにおいて、一度本条例が平成13年に改定をしておるんであります、多額の域を。委員長報告にありましたように、これはひょっとしたら全部廃止をもくろんでるかもわからないということもあるんですけども、この全般を見直すときに、一般財源をふやすときに補助金制度検討委員会から提言があった事項もすべてちゃんと直されたわけでありませんし、本議案は先ほど申し上げたように、予算全般から論議しないと町民の方に説明できない、理解していただけないと思うんで、私はこういうのは委員長報告がありましたようにもっと再考すべきっていうか、もう極端に言ったら廃案でもいいじゃないかと、私はこう思うわけです。

あえて記録に残るために、要するに予算の編成なり審議なりのあり方も含めて、これは執行部側から議会に提案をされるわけですけども、そこらあたりの論理構成を含めて見直していただきたいということで反対討論に立ちました。もう否決されているから反対討論は要らないかもわかりません。マイナス、マイナス、マイナス掛けマイナスはプラスということになりませんことを御理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

議長(酒井恵明君)

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わります。

第10号議案の採決を行います。本案を文教厚生常任委員長報告どおり否決と決するに賛成 の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第10号議案は原案を否決することに決しました。

第11号議案 基山町重度心身障害者福祉年金支給条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わります。

第11号議案の採決を行います。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君 の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

起立多数と認めます。よって、第11号議案は原案どおり可決しました。

第12号議案 基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正についての討論を行います。 ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わります。

第12号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第12号議案は原案どおり可決しました。

第13号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についての討論を行います。ござ

いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わります。

第13号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第13号議案は原案どおり可決しました。

第14号議案 基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正についての討論 を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わります。

第14号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の 起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第14号議案は原案どおり可決しました。

第15号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わり、第15号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔 賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

起立多数と認めます。よって、第15号議案は原案どおり可決しました。

第16号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算(第6号)の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わります。

第16号議案を採決します。本案を総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業環境常任委員長、基山小学校改築特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔 賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第16号議案は原案どおり可決しました。

第17号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わります。

第17号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の 起立を求めます。

〔 替成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第17号議案は原案どおり可決しました。

第18号議案 平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わり、第18号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長 報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第18号議案は原案どおり可決しました。

第19号議案 平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

ないようですので、討論を終わり、第19号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第19号議案は原案どおり可決しました。

第20号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算(第5号)の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わります。

第20号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第20号議案は原案どおり可決しました。

日程第5 基山町まちづくり基本条例特別委員長の中間報告

議長(酒井恵明君)

日程第5.基山町まちづくり基本条例特別委員長の中間報告を議題とします。

基山町まちづくり基本条例特別委員会から平成21年第42号議案について中間報告をしたい との申し出があり、中間報告書の提出があっております。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、御異議 ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

異議なしと認めます。よって、基山町まちづくり基本条例特別委員会の中間報告を受ける ことに決しました。基山町まちづくり基本条例特別委員長、池田委員長。

基山町まちづくり基本条例特別委員長(池田 実君)(登壇)

基山町まちづくり基本条例特別委員会の中間報告を申し上げます。

平成21年第42号議案 基山町まちづくり基本条例の制定について

本委員会は、平成21年9月16日付付託をされました上記の議案を審査中でございますが、 現時点における審査の意見をまとめました。しかしながら、さらに継続審査をするものと決 定いたしましたので、会議規則第46条の規定により中間報告をいたします。

なお、第42号議案に対する審査の経過は次のとおりでございます。

記

基山町まちづくり基本条例特別委員会は、平成21年9月29日に第1回の委員会を開催し、 
平成22年3月1日の第15回委員会まで1回の小委員会を含めて16回の委員会を開催し、 
慎重審査を重ねてきました。当初は、基本理念のみをうたう理念条例とすべきという意見と実施条例を含む総合型条例とすべきという意見が対立し、その比較検討で議論が飛び交ったものの結論には至らず、特別委員会設置の目的が議案の審査であり原案を尊重する立場から、実施条例を含む総合型条例の審査を開始しました。審査する方法としては、制定の目的が明確になっているか、町民が賛成できる内容となっているか、違法性はないか、他の法律や条例等との整合性はとれているのか、どのような効果が確保されるのか、表現は適当であるのか重点的に議論しました。そうした多岐にわたる議論により、12月議会が迫っても結論には至らず、12月議会では中間報告を行いました。そして、現時点における審査の意見を集約しましたが、さらに検討を要する課題があるため継続して審査するものとし、再び中間報告をいたします。

委員会の審査状況は、前半は町長案の内容確認の意味で執行部からの説明と執行部への質疑で終始し、後半は各委員の意見を出し合い、委員同士の激しい議論となりました。その中で、どうしても変えなければ条例の施行が難しいと思われる部分だけに絞って議論しました。条例案の各条文に対しては、多くの意見が出されています。多くの意見の中から集約した一部は、次のとおりでございます。

前文については、地方分権は現在は進んでいるが、今後もこの形で進むという確証はないので表現を変えるほうがよい。「地方自治」の範囲は、地方自治体と町民を包括するものと考えられるが、明確ではないので違う表現にしたほうがよい。「自己決定」「自己責任」は住民にとって表現がきついと思われるので、住民がわかりやすい表現を使うべきである。「住民」は、各条文との整合性をとって「町民」としてはどうか。「行政」は、各条文に合わせて「町」とする。「対等な立場で」は、情報の共有によって対等になるという説明であったし、協働を進めるためには対等であることが前提であるため、「相互に」という表現に

したらどうか。「人と自然が輝くまち、ふるさと基山」は、第4次総合計画のキャッチフレーズと一致していない。キャッチフレーズの中の「みんなで創る」の部分は、協働によってつくるという表現が直前にあるので重複を避け、「人と自然が輝くまち、きやま」とするほうがよい。「創造することを決意します」は、厳格でかたい表現のため、住民に親しみやすく「つくるため、この条例を制定します」とするほうがよい。

次に、第2条第3号の中の「住民」は、次の理由により「町民」としたほうがよい。町民は、定義されているが、住民の定義はない。住民は、住民基本台帳に登録された者ということだが、広げて町民とすることによっていろんな活動ができる。地域コミュニティーでも、町外の人も入ってコミュニティーを形成し、まちづくりをするのはいいことである。「町内の一定の地理的区域を基盤とする」とあるので、「町民」でも「住民」でも問題はないのではないか。

次に、第4条基本理念の第1号町民は、「自治」「治める」「しなければならない」等の表現をわかりやすくし、また住民に義務を課さない表現にする必要がある。

また、第2条では、町民、町民活動団体、地域コミュニティーと定義しているのに、第4条の基本理念では、町民活動団体がないのは不自然である。町民活動団体を追加したほうが町民が理解しやすいのではないか。

第5条に、参加、不参加を理由に差別的な扱いを受けないという不参加条項を入れるべき との意見が多くあった。

第11条の事業者の責務の見出しでは、節の見出しが「役割と責務」であるし、第11条のみが責務だけとなっていて、事業者の責務が異常に強く受け取られるため、「役割」を追加したほうがよい。

第12条第2項は、議会は当然として情報の公開をすべきであるため、「公表しなければならない」とするべきである。

第18条については、本条でうたう予算の内容について確認したところ、決定した予算に関することであり、「予算の編成に当たっては」は非常に誤解を招きやすい表現となっているので、削除する必要がある。

第23条については、基本条例では「町民」としても問題はなく、投票する対象者について は別途制定される町民投票の条例の中で規定すればよいことから、「住民」を「町民」に変 えたほうがよいのではないか。 第5章と第1節の見出しの「評価」は、第24条の見出しに合わせて「行政評価」にしたほうがわかりやすい。

附則については、周知期間等を考えると当然変更すべきである。

以上のような意見が出されましたが、町長は本議案作成の際に、町民会議、作業部会、策定委員会等の意見を聴取され、その意見を参考にされた経緯を尊重し、委員会においては原文を尊重し、多くの意見が出た項目の中から最小限の項目にとどめ、骨格を崩さないという方針で進めてきたところです。

本条例は、第26条に規定しているとおり、4年を超えない期間ごとに見直しを行うことと されていますので、今後の見直しの段階で、そのときの現状を分析し、本委員会の意見も参 酌した見直し作業を進められることを強く要望いたします。

なお、条例案の各条文に対しては、多くの意見が出されておりますが、その意見の中から 集約しましたものを参考資料として添付いたしておりますので、お見通しをいただきたいと 思います。

以上で終わります。

議長(酒井恵明君)

本日の会議は以上をもちまして散会といたします。

~午前10時22分 散会~